

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費及び医療費通知について ~

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが〇円の場合は対象となりません。
 - 支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆ 自己負擔限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1) 31万円
		区分Ⅰ(※2) 19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が〇円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場住民課戸籍年金医療グループまでお申し出ください。

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。

発送月は、令和4年1月上旬（令和3年1月～9月診療分）と令和4年2月下旬（令和3年10月～12月診療分）の年2回です。

【イメージ図】

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで
医療費の明細書として使用することができます。
医療費控除の申告に関するこ
とは、税務署にお問い合わせください。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
 - 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
 - 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

剣淵町役場
住民課戸籍年金医療グループ
電話 26-9026（直通）